平成２２年（フ）第５７３号
茨城県水戸市本町３丁目17番５号　ニュー本町ハイツ101号、旧住所茨城県水戸市上水戸１丁目８番13―211号　メゾン・ド・ジュン
債務者　村山　冬樹（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６００号
茨城県水戸市酒門町3294番地の20　レオパレスＧｒｅｅｎスリー302号
債務者　宮川　　寿
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
茨城県ひたちなか市平磯町1723番地１
債務者　永井　　優
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６０３号
茨城県ひたちなか市大字津田2031番地の183
債務者　齋藤美代子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６２５号
千葉県袖ケ浦市神納2995番地１、旧住所茨城県ひたちなか市大字市毛858番地82
債務者　関　　好和
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６３６号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8238番地の３いろは荘106号
債務者　中村　　忠
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３７号
埼玉県深谷市萱場49番地２
債務者　萩野　治美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３４号
滋賀県愛知郡愛荘町市927番地、前住所滋賀県草津市木川町1230番地50　陽の丘ハイツ104号
債務者　山本康子こと　安　　康子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２３５号
滋賀県愛知郡愛荘町市927番地、前住所滋賀県草津市木川町1230番地50　陽の丘ハイツ104号
債務者　ダイリ工業こと　山本　　学
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４９号
滋賀県近江八幡市若宮町509番地、前住所滋賀県近江八幡市若宮町391番地、前々住所滋賀県近江八幡市船木町1243番地１
債務者　南　恵理奈
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５０２号
京都市中京区西ノ京左馬寮町８番地30
債務者　大橋　愛子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３４号
京都市下京区夷馬場町44番地
債務者　廣井　鶴子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１２号
京都府木津川市木津下川原23番地５　市営住宅下川原団地１―110号
債務者　家城　厚氏
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７４号
京都府京田辺市河原神谷66番地　17―106
債務者　古川　正明
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２５号
京都市右京区西京極新田町17番地１　西京極市営住宅９棟101号
債務者　古川　英淑
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
兵庫県加古郡稲美町加古1840番地の１
債務者　大路三千代
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９７号
兵庫県加古郡稲美町加古1840番地の１
債務者　大路　昌宏
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部